

みんなが健康で明るい職場と家庭が願い



掲示板

兵庫県建築健康保険組合

2021年6月15日 No. 209

TEL : 078-997-2311 FAX : 078-997-2328
E-Mail : hyougokenkentiku@mub.biglobe.ne.jp
URL : <http://www.hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp/>

● 被扶養者の収入確認の特例について

現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、例年になく対応として、短期集中的にワクチン接種が行われており、ワクチン接種に従事する医療職の被扶養者について、臨時の特例的な取り扱いが厚生労働省保険局保険課にて整理されましたのでお知らせします。

(1) 特例の趣旨は、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、被扶養者の収入確認の際には年間収入に算定しないという特例を講ずるものとされています。

(2) 特例措置の対象者はワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方で、対象となる収入は、高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金となります。

対象となる方がおられる場合は、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」を添えて届出いただくことになりますので、健保組合までお問い合わせください。

また、9月に実施する「被扶養者の認定状況の定期確認（検認）」の際にはあらためてご案内させていただきます。